

令和7年10月 時津町農業委員会総会

日時 令和7年10月27日（月曜日）14時～14時45分

場所 時津町役場第2庁舎4階大会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1-32号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1-33号）

日程第4 議案第3号 特定農地貸付けの承認申請（受付番号1-34号）

日程第5 報告第1号 時効取得を原因とする農地の移転について（受付番号1-29号）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出（受付番号1-30号）

報告第3号 農地転用届にかかる変更申出（受付番号1-31号）

報告第4号 届出受理済証明願（受付番号1-35号）

3. 出席委員

○農業委員（10名）

1番 朝長 克二

2番 吉川 博美

3番 坂本 敬治

4番 小畠 栄一

5番 高橋 達男

6番 溝上 勝也

7番 池田 稔

8番 濱田 信（欠席）

9番 渡辺 洋一

10番 水口 直樹

11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人

2番 溝上 直美

3番 植田 秀之

4. 議事録署名人 7番 池田 稔 9番 渡辺 洋一

議事録

○議長

皆さん、こんにちは。本日の出席委員は農業委員10名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和7年10月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は会議規則第14条の規定に基づき、7番池田委員、9番渡辺委員を指名いたします。日程第2、議案第1号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は左底郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は左底郷〇〇、〇〇さん、農地は左底郷〇〇、地目は畑、地積は200㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は、譲渡人は農業を行わないため、譲受人は農地を集積し効率的に利用するためです。農作業従事者は6名で、従事日数は6名合計で年間930日、所有権移転後の譲受人経営面積は24,207㎡です。2ページ以降は許可申請書です。作付け予定作物は野菜、柑橘・びわ、世帯員・常時雇用は本人以外の5名、臨時雇用は2名です。農作業への従事状況は譲受人夫婦とその親夫婦、子ども2人の6名で、あわせて年間930日農業に従事します。周辺地域との関係としましては隣接する自己農地や周辺農家と同様の栽培方法で行うため周辺農地に影響はありません。地域との役割分担の状況は農業の維持発展のため共有施設の維持管理や獣害被害対策について周辺農家と協力することとしています。7ページは「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが関係法令の違反はありません。8ページは位置図です。〇〇から南西方向に進んだ先で〇〇の西側付近の農地です。9ページは現況写真、10ページは売買契約書の写しです。議案第1号の説明は以上です。

○議 長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第1号は許可することといたします。日程第3、議案第2号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第2号について説明いたします。12ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は久留里郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は浦郷〇〇、〇〇さん、農地は子々川郷〇〇ほか1筆、地目は畑、地積合計は3640㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は、譲渡人は耕作を継続できないため、譲受人は市民農園の開設及び新規就農のためです。農作業従事者は1名で従事日数は150日、所有権移転後の譲受人経営面積は3,640㎡です。13ページ以降は許可申請書です。作付け予定作物は野菜です。〇〇の農地は市民農園として使用予定です。農作業への従事状況は譲受人が年間150日農業に従事します。周辺地域との関係としましては近隣農地へ各影響を及ぼさないよう水の利用及び排水について地域関係者との調整を行い、航空防除や共同防除等の病害虫の防除計画を把握することや農園借受者が周辺住民、周辺農地に迷惑を及ぼさないよう指導することとしています。地域との役割分担の状況は地域の農業維持発展に関する話し合いへの参加や貸農園経営による一般利用者へ農作業の周知作業を行うとのこと。18ページは「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが関係法令の違反はありません。19、20ページは位置図です。〇〇の西北側付近の農地です。21ページは地籍図です。〇〇を市民農園とし、〇〇で野菜の栽培を行う予定です。〇〇は娘夫婦の宅地となっています。22ページは現況写真です。〇〇は段々畑状となっています。議案第2号の説明は以上です。

○議 長

次の議案も関連がありますので事務局は第3号議案も続けて説明をお願い

します。

○事務局 議案第3号について説明いたします。24ページをご覧ください。特定農地貸付けの承認申請書です。申請者は議案第2号の譲受人の〇〇さん、農地は子々川郷〇〇、地目は畑、地積は3083㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。申請者は市民農園（貸農園）を開設すべく、承認申請書を提出するものです。25ページ以降は特定農地貸付の承認申請書です。〇〇さんが10月10日に町と貸付協定を締結し、農業委員会へ承認申請書を提出しています。26ページは特定農地貸付規程です。〇〇さんが行う特定農地貸付の実施・運営に関し、規程を定めています。32ページは利用計画図です。市民農園は1区画を170～240㎡とし、9区画を貸農園とする予定です。35ページは貸付協定書です。令和7年10月10日付けで町と市民農園の適正管理・運営に関して貸付協定を締結しています。この中で開設者が借受者に農地の適正管理や周辺農地に迷惑がかからないよう指導することとされています。議案第3号の説明は以上です。

○議長 担当地区の委員から報告はありますか。

○推進委員 この農地は以前は荒れていましたが、重機で開墾し、段々畑に整地し、その後、防草シートを貼り、きれいに管理をされています。

○議長 駐車場はあるのか。

○事務局 宅地の横に3台ほど駐車できますが、そのほか、区画をとっていない部分がありますが、ここを今後、駐車場とすることも考えられています。

○6番 貸付料は妥当な額なのか。

○事務局 町のふれあい農園と比較すると高くはありません。

○11番 借手がつかない区画はどうなるのか。適切な管理ができていない場合はどうなるのか。

○事務局 借手がつかない区画は開設者が管理することとなり、適切な管理が行われ

ない場合は、協定が廃止されます。

○議長

第2号議案、第3号議案について、ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら議案第2号、第3号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第2号、第3号は許可、承認することといたします。日程第5、報告が4件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局

報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが、38ページをご覧ください。時効取得を原因とする農地の移転です。権利者は日並郷〇〇、〇〇さん、義務者は長崎市立岩町〇〇、〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は畑、地積は116㎡です。39ページは長崎地方法務局からの通知です。通知日は令和7年9月12日、受付年月日は令和7年9月5日、登記原因日付は平成16年8月11日の時効取得、登記の目的は所有権移転です。届出農地は〇〇の東側付近の農地です。今回時効取得された農地は平成25年9月に〇〇さんが相続していますが、隣の宅地に平成16年8月に転入された〇〇さんが転入後から継続して管理を続けており、今回、時効取得をされています。

次に報告第2号ですが41ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は西時津郷〇〇、〇〇さん、被相続人は同住所、夫の〇〇さん、届出農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は142㎡です。権利を取得した日は令和7年9月10日、所有権移転登記申請を行った日です。権利を取得した事由は令和7年5月28日の相続です。農業委員会によるあっせんの希望はありません。42ページは届出書、43ページは位置図です。届出農地は〇〇の南側付近の農地です。

次に報告第3号ですが44ページをご覧ください。農地転用届にかかる変更申出書です。賃借人は長崎市大橋町〇〇、〇〇さん、賃貸人は長崎市三原〇〇、〇〇さん、農地は元村郷〇〇、地目は畑、地積は128㎡です。賃借

人、賃貸人は工期延長のため申出を行うものです。変更前の一時転用期間は令和5年4月12日から令和7年10月31日まで、変更後は令和8年6月30日までと、転用期間を6カ月延長するものです。こちらは令和6年10月に10カ月の期間延長を行っていましたが、再度の延長となります。45ページは申出書、46ページは現況写真です。〇〇から〇〇方面に入るところの橋の架替工事を行うため、申請農地に仮設の橋を設置しています。

次に報告第4号ですが47ページをご覧ください。受理済証明願です。願出人は長崎市三京町〇〇、〇〇さん、農地は元村郷〇〇、地目は田、面積は200㎡です。願出人は登記地目変更のため証明願を提出するものです。証明願提出日は令和7年10月14日、証明日も10月14日です。48ページは証明願です。該当農地については平成3年10月11日付で農地法第5条届出を受理しており、〇〇さんから〇〇さんへ所有権を移転し、駐車場及び道路用地への転用を行っています。届出農地は〇〇裏の農地です。49ページは平成3年10月11日付の農地法第5条の農地転用届出書です。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。

○1番 報告第1号はどのような経緯で時効取得となったのか。

○事務局 時効取得された農地は、平成16年8月に隣の宅地に転入された〇〇さんが管理されており、該当農地は平成25年9月に長崎市在住の〇〇さんが相続していますが、その後も〇〇さんが管理を続けてきたため、〇〇さんと〇〇さんが協議をし、法務局に連名で時効取得の申請をされています。

○議長 ほかにありませんか。ないようでしたら、報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は11月25日（火）午前10時から第2庁舎3階会議室で開催します。